

# 阿波市の状況 (福祉関連)

# 1.阿波市の人口動態

H29.5月末現在

	吉野	土成	市場	阿波	計
全人口 (人)	7,914	7,985	10,380	12,226	38,505
65歳以上高齢者 (人)	2,560	2,661	3,592	4,186	12,999

# 2.高齢者世帯 (独居・高齢者のみ世帯)

	吉野	土成	市場	阿波	計
65歳以上単身(世帯数)	659	463	760	757	2,639
65歳以上のみ(世帯数)	411	390	557	598	1,956

### 3. 障がい者について

- 身体障がい

下記の障害が対象となり、障害の程度や日常生活にどれほど支障をきたすかにより、1～7級の障害程度等級に分けられる。6級以上は「身体障害者手帳」が交付される。7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級の認定になる。

(対象) ● 視覚障害 ● 肢体不自由 ● 聴覚又は平行機能障害

- 音声機能、言語障害またはそしやく機能の障害

- 小腸の機能障害 ● 心臓、じん臓又は呼吸器の機能障害

- ぼうこう又は直腸の機能障害 ● 肝臓の機能障害

- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫障がい



• 知的障がい

障害の程度は、IQや日常生活動作などを総合的に判断し、「療育手帳」が交付される。

重度 (A) : ①IQが概ね35以下

食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活の介助が必要。

興奮、拒否、自閉等の行動があるため常時注意が必要。

②IQが概ね50以下

3級以上の身体障がいを合併している者

中・軽度 (B) : ①IQ36～50以下

②IQ51～75

• 精神障がい

精神疾患（てんかん、発達障がいを含む）により、日常生活または社会生活へ制約がある方が対象。精神疾患の状態と能力障害の状態の両方から総合的に判断する。

1 級：精神障がいであって、通常の日常生活が送れないもの。

2 級：精神障がいであって、日常生活が著しく制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることが必要なもの。

3 級：精神障がいであって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか。又は制限を加えることを必要とする程度なもの。

## 身体障害者手帳交付者数（阿波市）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
人数	685人	278人	279人	441人	119人	143人	1945人

## 療育手帳交付者数（阿波市）

	A1	A2	B1	B2	合計
人数	66人	110人	91人	111人	378人

## 精神障害者手帳交付者数（阿波市）

	1級	2級	3級	合計
人数	36人	76人	47人	159人

## 4. 移動支援事業（あさん号・はくちよう号）利用者

【対象者】身障手帳 1・2級、療育手帳 A、精神障害者手帳  
1・2級を所持し、必要と認められた者

【利用回数】 3回/月 まで

【移送先】 病院、市役所、福祉施設

【利用実績】 あさん号：市内医療機関337件、市役所4件  
市外医療機関616件



## 5. 要介護認定について

介護保険とは、介護が必要となった高齢者やその家族を社会全体で支える仕組みで、40歳～64歳（2号被保険者）、65歳以上（1号被保険者）に分けられる。介護保険サービスを利用するには、要介護認定を受け介護度（要支援1・2、要介護1～5）によって利用できるサービスを調整してからになる。（H29.6月末現在）

	吉野	土成	市場	阿波	市外	計
要支援1	35	47	50	96	3	231
要支援2	83	76	99	139	0	397
小計	118	123	149	235	3	628
要介護1	106	88	92	124	4	414
要介護2	145	138	140	175	7	605
要介護3	93	80	97	122	4	396
要介護4	80	67	91	131	4	373
要介護5	64	47	78	111	5	305
合計	606	543	647	898	27	2721



## 6. 介護保険による通院等乗降介助について

### 【通院等乗降介助について】

介護保険の要介護1以上の認定を受け、利用者自身が車両に乗り移ることができない状態の者に対して、介護支援専門員が作成したケアプランに基づき、訪問介護のサービスの一環として利用できるものである。利用先は、自宅からの通院が基本的であるが、それ以外では、利用者本人が出かけなければない官公庁や金融機関の送迎や選挙に限られる。運賃については、別途利用者が支払うことになる。

# 7.人工透析患者数（在宅生活者）

H29.5月レセプトより

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
計	0	14	3	29	16	13	8

介護保険（通院等乗降介助）は利用できないので、自分で通院できなかったり、送迎する者がいない場合、自費でタクシーを利用するしかない。

認定期間中は状態により通院等乗降介助を利用できるか、要介護認定が要支援に変わることもある。

介護保険（通院等乗降介助）が利用できる。



## 8. 第7期介護保険事業計画に伴うニーズ調査より

問2-9 外出する際の移動手段は何ですか。

(複数回答)  
(%)

介護認定区分	徒歩	自転車	バイク	自動車(自分で運転)	自動車(人が運転)	電車	路線バス	病院・施設のバス	車いす	電動車いす	歩行器押し車	タクシー	その他
一般	28.4	16.5	5.4	65.1	27.2	0.9	1.8	0.5	0.7	0.3	1.4	5.5	1.4
要支援1	23.1	7.7	-	23.1	65.4	3.8	3.8	7.7	-	-	11.5	19.2	3.8
要支援2	20.0	2.2	-	11.1	50.0	-	-	13.3	8.9	2.2	15.6	20.0	4.4
無回答		33.3		66.7	33.3							33.3	33.3

認知症などがあってもやむおえず、運転している場合がある。



## 8. 第7期介護保険事業計画策定に伴うニーズ調査より

問8-1 介護サービスを利用していない高齢者がご自宅での生活を続けていくためには、どのようなサービスがあれば助かると思われますか？

	複数回答（3つまで） (%)													
	安否確認・話し相手	買物の支援	ゴミ出しの支援	食事作りの支援	食事（弁当）の配達	掃除や洗濯	緊急時の対応	庭掃除草むしり	通院や買物の付添い	タクシー代助成	居場所（サロン）	災害時の手助け	その他	特にない
一般	17.3	16.4	5.6	14.7	12.5	10.8	29.9	11.3	12.0	19.6	9.2	16.6	1.7	19.3
要支援 <sub>1</sub>	11.5	26.9	3.8	7.7	3.8	15.4	30.8	7.7	19.2	88.5	7.7	7.7	-	7.7
要支援 <sub>2</sub>	8.9	26.7	11.1	8.9	8.9	15.6	20.0	11.1	15.6	22.2	2.2	8.9	2.2	22.2